

第4回和光市都市計画マスタープラン 検討市民委員会会議録

平成25年11月21日（木） 503会議室

第 4 回 和 光 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 検 討 市 民 委 員 会			
開 催 日	平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 (木)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	市役所 5 階 5 0 3 会 議 室	閉会時間	1 6 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	高木 恒一 荒木 保敏 木田 亮 田中 充 星野 彰 加藤 典子 金治 正憲 鳥井 俊之	桑子 喬 富岡 健治	建設部長 田中 義久 都市整備課長 中葛 裕猛 都市整備課 主幹 加山 卓司 主査 黒田 繁 技師補 村山 文人 株式会社 千代田コンサルタント 井上 由美子 荻込 渉
			傍聴者 6 名
議 題	(1) 第 3 回 検 討 市 民 委 員 会 の 主 な 意 見 に つ い て (2) 和 光 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン (素 案) に つ い て		

発言者
事務局

議 事

本日は、大変お忙しい中、和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会にご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。ただいまより、第4回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会を開会いたします。

検討市民委員会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の委員会は成立いたしております。

本日の司会・進行をさせていただきます加山と申します。本日の委員会は、午後4時00分までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきます。資料1、資料2、参考資料の1と2になります。

次に、第4回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会の議事に入りたいと思いますが、この委員会は、和光市情報公開条例の規定により会議の公開と会議録の開示の対象となりますので、ご了承いただきたいと思います。

— 傍聴者入場 —

なお、議事の進行は、検討市民委員会設置要綱第5条の規定により委員長が議長と

なります。それでは、高木委員長さん議事の進行をよろしく願いいたします。

高木委員長

それでは議事に入ります。どうぞよろしく願いいたします。

実は本日、第4回で実質的な委員会の検討は最終回ということになります。今後は都市計画審議会あるいは市民の皆様からのパブリック・コメントを受けて、この意思をどのように反映させるかということが、これ以後の中心的な課題になってまいりますので、この委員会として素案をつくっていくという最後の機会になります。

本日、市民参加という今まで議論ができていない部分を中心に検討を進めてまいります。あわせて全体についてもご意見をいただければと思っております。

それでは、まず最初に議案に沿いまして、事務局から内容の説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは次第に沿いまして、第4回の都市計画マスタープラン検討市民委員会の説明をさせていただきます。

まず「第3回検討市民委員会の主な意見について」、次いで「和光市都市計画マスタープランの素案について」を続けてご説明させていただきます。

事務局

まず、第3回検討市民委員会の意見について、素案にどのように反映したかをご説明させていただきます。一番上の都市マスの具体性につきましては、後ほど第6章でご説明させていただきます。

次の湧水保全は、前回、E地区の方針図だけを示していましたが、A地区からD地区につきましても湧水地がございますので、全体を通してそれが分かるように工夫をしてほしいという意見がありました。こちらについて、素案にどのように反映したのかをご説明させていただきます。まず、113ページをお開きください。A地区のその他に関する方針の緑・湧水地の保全・育成ということで、タイトルが以前は緑の保全・育成というものでしたけれども、今回湧水地の保全・育成を取り入れるため緑・湧水地の保全・育成とタイトルを変えさせていただいております。こちらにつきましては、A地区からD地区まで同じく緑・湧水地の保全・育成とタイトルを変更させていただいております。

次に、B地区、127ページをお開きください。その他に関する方針の緑・湧水地の保全・育成の中のマルポチ2つ目、新倉ふれあいの森や上谷津ふれあいの森と同じように、湧水地をシンボリックな自然として保全・育成を図るということで位置づけをさせていただいております。

次に、141ページ、C地区になります。その他に関する方針の3つ目、こちらも午王山特別緑地保全地区や湧水地はシンボリックな自然として保全・育成を図りますとの記述をさせていただいております。

次に、D地区、155ページをお開きください。その他に関する方針のマルポチ2つ目の東京外かく環状道路の緑地帯や越後山斜面林の緑地、その次に湧水地を保全・育成し、こうした荒川に至る緑の軸を形成しますと。こちらのD地区につきましても湧水地の保全・育成ということで位置づけをさせていただいております。

最後にE地区、169ページをお開きください。E地区は、湧水地が他地区に比べて豊富な場所でもありますので、現行の都市計画マスタープランにも湧水地の保全・活用というものは位置づけをされておりました。これについてはそのまま生かしまして、大坂ふれあいの森、城山ふれあいの森や湧水地はシンボリックな自然として保全・育成を図りますと明確に位置づけをさせていただいております。

続きまして、もう一度、資料1にお戻りください。

前回の委員会で、西大和団地の建て替えについては、URから打診があるか、今後関係情報は提示してほしいという意見をいただきました。こちらにつきましては、参考資料2をお出しください。この資料につきましては、平成24年度の勉強会を経て、平成25年度に意見交換を行うということで、URから資料を提供いただいております。平成24年度の勉強会は西大和団地の住民の方と一緒にされている勉強会でございますけれども、その中で主な意見として、散歩コースの整備をしてほしい、またコミュニティ施設を充実してほしい、商業施設、店舗の充実ですね、それとバリアフリー化をしてほしい、このような意見が出たそうです。

次、裏面をごらんください。

今の具体的な取組として、今年度に意見交換会を行っているそうです。意見交換会では、具体的に団地の建て替え等の話はしていないということです。西大和団地の建て替えに関する資料で提示できるものとしては、こちら参考資料のみです。

続きまして、資料1にお戻りください。

前回の委員会で委員さんから意見をいただきましたB、D、E地区に共通する緑地の保全、こちらについて、ふるさとの森、新倉氷川八幡神社、吹上観音や越後山の斜面林は市で積極的に保全する記載をしてほしいという意見をいただきました。

この意見を踏まえて、どのように反映させたかといいますと、素案の127ページをお開きください。その他に関する方針の緑・湧水地の保全・育成について、現行のマスタープランでは新倉氷川八幡神社の前に、ふるさとの森という位置づけがありまして、こちらは平成23年度の時点で契約が切れておりまして、ふるさとの森という緑地制度は廃止となっておりますので、前回の委員会では全文削除しておりました。しかし、前回の委員会でふるさとの森という制度はなくなっているけれども、新倉氷川八幡神社や吹上観音については、緑地機能として保全すべきだという意見をいただきましたので、こちらの素案としては、ふるさとの森という表現は削除しましたがけれども、新倉氷川八幡神社は骨格的な緑軸となるものとして緑を保全・育成するというので残しております。

次に、同じようにふるさとの森という制度で使っておりました吹上観音、こちらは169ページになります。こちらにつきましても、前回の委員会では全て削除しておりましたけれども、吹上観音堂の緑地機能として生かすため、既に制度がなくなっているふるさとの森という文言だけ削除しまして、吹上観音堂の社寺林は、良好な樹木の積極的な保全・育成を図りますということで、そのまま残しております。

次に、前回の委員会です新しく意見をいただいた越後山斜面林、こちらについて、D地区の155ページになります。その他に関する方針の中で、新たに越後山斜面林の緑地については、保全・育成するというので、新たに位置づけております。

続きまして、資料1にお戻りください。

C地区になりますが、和光インター線沿道の土地利用、こちらについては前回の委員会で和光インター線沿道は、住民の監視等を含めたさまざまな手法が必要であり、延伸時でなく現状で環境維持に努めることが重要というご意見がございました。こちらを素案の中で、どのように反映したかということでございますけれども、141ページをお開きください。

こちら一番上の市街化調整区域における土地利用という中のマルポチ2つ目、地方主要道と和光北インター線沿道や（仮称）下新倉小学校周辺等については、適切な土地利用を誘導するための方策について検討を行いますと、位置づけをしております。こちらについては、国道254号バイパスの延伸を、県・国に要望はしておりますけれども、実際にいつ延伸が実現されるか現時点で全く読めない状況であります。実際に延伸されるまで、現在資材置場や残土置場になっておりますけれども、このような無秩序な状態でいいのかということで意見をいただいております。これに対応すべく、新しく位置づけさせていただいたものが適切な土地利用を誘導するための方策について検討を行いますと書いておりますけれども、これにつきましては沿道利用も含めた市街化区域編入も視野に入れて、具体的に市街化区域編入という文言を入れることはできませんけれども、それらも想定して、こういった書き方しております。

また、それ以外につきましても小学校の建設が予定されている区域に入っておりますので、小学校建設を起爆剤として何らかの環境対策ということも想定に入れております。

続きまして、資料1にもう一度お戻りください。

同じくC地区でございますが、荒川河川敷、こちらの彩湖のレクリエーション機能とは具体的に何かという意見を前回の委員会でいただきまして、実際に彩湖についてレクリエーション機能というものはございませんので、こちらにつきましては同じ141ページになりますけれども、その他に関する方針の中の荒川河川敷運動公園のレクリエーション機能の維持・増進とありますけれども、ここに前回の案では彩湖という文言を入れたんですけれども、こちらは単純に彩湖はとったという形になります。

次に、もう一度資料1に戻っていただきまして、D地区、用途地域についてござ

いますが、用途地域の見直しは丸山台地区だけでなく、市全域で検討すべきではないかという意見をいただきましたが、こちらの具体的な記述につきましては、後ほど説明するまちづくりの実現に向けてという中で位置づけしておりますので、こちらにつきましては後ほど説明させていただきます。

その次に、全体構想と地区別構想というのがございまして、前回の委員会では、全体構想と地区別構想の整合を図る見取り図を提示してほしいという意見がございまして、これに対応した資料を参考資料として用意いたしました。

続きまして、一番最初に説明すればよかったんですけども、まずマスタープランの1ページを簡単に説明させていただきます。今回は計画期間の途中で見直しを行っておりますので、どうして見直しが必要であったかという背景を目次の前に持ってきて解説しております。

次に11ページをお開きください。ここからは和光市の現況と課題になります。こちらの図面や写真等は今まで検討委員会で使っていた資料をそのまま使っております。

次の13ページ以降の人口、産業構造、農業、商業については、新たにグラフ等を加えて数値を示しております。

次に、19ページをお開きください。こちらは土地利用、交通、公園、緑地でありますけれども、現行マスタープランでは、図面そのものはありませんでしたが、検討委員会で使った図面を反映させていただいております。

それと25ページになりますけれども、都市計画の概要として用途地域とその面積割合を新しく加えさせていただきました。

私からの説明は以上になります。

事務局

では、続きまして、マスタープラン改訂版の6章について、資料1と資料2を用いてご説明いたします。まず資料2の3ページ、4ページをお開きください。目次の左側が今回改訂した新しいもの、右側が現行のマスタープラン、旧という表現をしました。

これからご説明することは3ページの一番下の「6 まちづくりの実現に向けて」で、これまでの検討委員会で一度もお示ししておりません。これまでの委員会の委員の皆様のご意見を踏まえて新しく作成しましたので、これについてご説明していきたいと思っております。

173ページからがまちづくりの実現に向けてになります。

この説明の前に、資料1、先ほど説明の中で飛ばした部分についてかいつまんでご説明したいと思います。

まず、一番上の都市マスの具体性について、前回の委員会では緑、緑地の保全はどこをどのように維持するのか、より具体的に記載してほしいという意見、さらに通学

時の安全確保は、交通規制も含めて具体化できることから対応してほしいというご意見がございました。

これに対して高木委員長のほうから、都市計画マスタープランは大きな方向性を示すものであり、詳細に書き込むと制約になる可能性があるというお言葉をいただきまして、さらに都市マスの表現は大きく変更しないで、この委員会としては緑地や安全確保に係る歩道の確保に関する具体的な対応については市に要望すると、この要望を議事録に残しておいてほしいというご要望をいただきました。これについて後ほど説明する6章で具体的に書き込んでございます。

次に、一番下から2番目のD地区、用途地域というところですが、丸山台地区は工業系の用途地域ですが、現在工場がなくなって中高層住宅が立地し始め、そういうところで用途地域を見直していきたいというお話をさせていただきましたが、用途地域の見直しは市全域で行うべきではないかというご意見がございました。これについても後ほど6章で具体的に書き込んでございます。

次に、その下の市民との協働、これは前回だけではなく、第1回からご意見をいただいていた部分ですけれども、それを委員長がまとめてくださいました。湧水・緑地の保全、交通安全などは、市民、住民参加により解決していけないのではないか、計画の実現に向けてハード、ソフト両面の対応が必要不可欠、これを次回検討することという宿題をいただいております。都市マスはハード中心になってしまいますが、こうした市民と行政の協働を重視すべきではないかということで、特に今回この部分も重点的に書かせていただいたということでございます。

次は資料2に戻りまして、資料2の173ページ、先ほどの資料1のご意見を踏まえて修正、記載した箇所をご説明したいと思います。

まず今回、まちづくりの実現に向けての基本的な考え方というものを示させていただきました。現行のマスタープランでは、こういった前置きみたいな話は全くなかったんですが、やはり突然具体的なことに入るのではなく、そもそもマスタープランというものはどういうもので、今後何を柱にしてやっていくかというのをここで概観できるようにしてございます。

まず、(1) 都市計画マスタープランの役割ということで、これは繰り返しになりますが、読ませていただきますと、都市計画マスタープランは、まちの将来像を明確にし、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別具体的な施設整備等に係る計画を示すものではありません。そのため、計画の実現に向けては本指針を基本として部門別計画の充実や策定など、まちの将来像の実現に向けた取組が必要になりますと書かせていただきました。

その概念を示したのが下の絵でございまして、マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものと都市計画法に記載されております。これは都市像ですとか、全体構想、地区別構想、こういった構想的なことを掲げて、さらに部門別計画で

住宅ですとか、緑、道路、景観と、まさに地区レベルの計画に落としていくということを示させていただいております。

その下（２）で、この実現に向けては三本の柱で戦略的に取り組んでいきますということを示してございます。三本の柱は協働、規制誘導、事業を掲げております。

これも読ませていただきますと、まちづくりは市民生活に密着した身近な事柄から広域的な事柄など、多様な側面を有しています。そこで、一言でまちづくりといっても、家の付近の身の回りのことから、広域的な都市計画的なことまで様々な側面を有しています。このために、地区単位のまちづくりは、市民、事業者と行政の協働により取り組むことを基本にするとともに、広域的な事柄については、これは行政が中心を担うことですが、市全域の総合的な観点から調整を図りながら規制誘導や優先度の高い事業を実施していきますと、この３つを掲げております。

これに基づきまして、１７５ページ、今回最も重視しておりますことが、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進です。これまでも市民、行政のパートナーシップによるまちづくりの推進という位置づけがありましたが、ここに企業も一緒に協働してまちづくりを推進していくとさせていただいております。

上の６行を読ませていただきますと、これはまず前置きとしまして市民ニーズの多様化や高度化の進む中、NPOや社会的な活動やボランティア活動の活発化など、市民の地域に対する関わり方も多様化を見せ、自分たちのまちは自分たちの手で作るという意識の高まりが見られます。

ご存じのように、和光市でもNPOなどの活動が盛んになっておりますし、本委員会でも自分たちのまちは自分たちの手で作る、守るというご意見が多く出されたので、このようなことを書かせていただきました。その上で今後は市民が主体となって行政はこれらの活動を支援するなど、市民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとで、協働によるまちづくりを進めることを基本にしますとしています。

まず、一番目の情報提供・共有化、まちづくりに対する市民の方々の意識を高めることはもちろんですが、必要な情報を適切に提供した上で、市が抱える課題や将来のまちづくりに対する考え方を共有することが重要となります。これはさらっと書いてはいるんですが、ただ情報提供するだけではなく、市にどういった課題があるかを共有することが重要と考えてございます。このため幅広く市民に情報提供するとともに、勉強会、懇談会などの場をつくっていく。まちづくりに参加したくても、そういう場がないといった声もあります。

次にまちづくり組織体制の構築ですが、和光市にはまちづくり条例がございまして、その中に「地区まちづくり協議会」というものがあります。これは現在活用されていない状況にありますが、こういった組織づくりを進めて、住民による計画づくり、すなわち緑化協定とか地区計画につなげていく必要があると思っております。こういった中では、行政と市民、事業者の橋渡し役となるリーダー的な方の発掘を行

い、協働のまちづくりの土台をつくっていきたいと考えています。

次に、市民によるまちづくり活動の支援ということで、お願いするだけではなくて、市としてもしっかり支援していかないといけない。緑化・湧水の保全にかかる助成などの支援の充実を図ることと、現在ある支援制度の分かりやすい提供も必要と考えております。

最後の1行に、交通安全やまちなぎわいの形成に向けて活動しやすい環境を整えることを記載しています。交通安全については市でも交通指導員の配置などを行っていますので、そういう情報も提供しながら充実していければと考えております。

次に、177ページになります。総合的なまちづくり施策の展開ということで、(1)で部門別計画の充実、(2)で規制、誘導の話を書いてございます。

規制、誘導には、地区計画や高度地区などがございしますが、その最も適した手法を検討して、総合的な施策としてまちづくりを行っていきます。

具体的には、①区域区分の見直しに向けた検討ということで、市街化調整区域を市街化区域に編入するという事も視野に入れております。この区域の見直しには県との調整が必要となりますので、こういったことを提起していくということです。

②は、用途地域の見直しについてです。これについては、市全域を対象に今の現況の土地利用とか、建築用途が指定用途地域に適合しない区域や土地利用転換が必要な区域については、用途地域の見直しを図りますとしています。さらに高度地区、生産緑地、こういったものも土地利用の状況などを踏まえて見直していくとしています。

続きまして、179ページになります。③地区計画の活用、④協定等の活用としてございます。都市計画は私権を制限するものですが、地区計画、協定はさらに私権を制限するものなので、住民自体で取り組んでいただきたい。そういう意味で、先ほどの市民との協働にまちづくり条例の活用を入れさせていただきました。

以上が規制、誘導でございまして、最後に(3)総合的な調整・進行管理体制の構築、これが事業にかかわることとございます。総合的な調整・進行管理体制の構築は非常に重要で、マスタープランの役割は、先ほどの繰り返しになりますが、具体的なことを書くということではなく、事業の全体調整を図っていくことです。こういう体制を構築して都市マスをつくって終わりじゃなく、実行に移していくと。こういった調整を図ることが重要と考えて、ここに記させていただいております。

以上で6章の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

前回の意見を踏まえた地区別構想の修正点と、さらには特に第6章の市民との協働、まちづくりの実現に向けての説明をいただきました。

まちづくりの実現の部分については、これまで議論を進めていく中で、皆様から出てきたことがどのように書き込まれるかが、実は私が前回申し上げたことだったので

高木委員長

すが、さらに具体的になっているかと思えます。

それでは、ただいまの説明に、ご質問、ご意見をいただければと思いますが、かなり多岐にわたりますので、まず前回意見の反映の部分、特に地区計画の部分で何かご意見、ご質問等あれば、まずそちらから出していただき、その後、第6章のまちづくりの実現の部分についてご意見をいただければと思います。

まず、地区別構想についてはいかがでしょうか。

星野委員

C地区の和光インター線沿道の土地利用に関して、下新倉小学校が平成28年の春開校と伺っていますが、この辺の道路の整備、具体的な対策をもう少し具体的に入れた方がいいんじゃないですか。

高木委員長

事務局、いかがでしょうか。

それは、都市マスのここに書き込むか、個別具体的な道路計画にするか、あるいは計画ではなく、個別の事業として整理するかといった選択肢があると思いますが、星野委員の今のご意見は、このマスタープランに書き込んだ方がいいのではないかといいことですか。

星野委員

7年というスパンがあるけれども、どうなのかなと思って。

高木委員長

全体のスパンでいうと、これがさらに長期にわたりますので、具体的な計画としてお示しをしていただいた上で、マスタープランの関わりでいうと、最後に出てきた情報の開示ですね。情報を市民と行政で共有をしていくという文脈の中で出していたかどうかというやり方もあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

先ほどの説明の都市計画のマスタープランの役割の中で、都市計画マスタープランは、都市計画に係る基本的な方針を示すものであって、個別具体的な道路、施設整備等を示すものではありませんと書いてございます。下新倉小学校の建設に伴う周辺道路整備等を具現化するのであれば、部門別の道路計画、和光市では道路基本計画や道路実施計画でござりますが、こちらに位置づけをするべきものと考えております。

高木委員長

今のご意見は、新規の下新倉小学校周辺の道路のつくり方の方向性も含めてまずはここに書き込んで、そのことを踏まえて個別の道路計画があり、その道路計画の中で小学校周辺の道路を改良していくという、そういう大きさの違いですね。個別具体的なものをここに書き込みますと、先ほども出ておりました、制約になってしまう。例えば地域の方々の要望が出ていないことをマスタープランに書き込むと、この整合性をどう考えるのかということが非常に大きな問題として出てくると思いますが、特に

都市計画道路以外の骨格をつくらない個別の道路、個々別々の事情を抱えているものについては、住民参画という方向性の中で整備することを出していくことなのかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

星野委員 先ほどの説明で、環境維持ということを謳っていましたが、下新倉小学校の環境維持ということをおっしゃったので、下新倉小学校が開校するのであれば、もう少し具体的に手だてを含めた方がいいのではないかなと思って発言したんです。

高木委員長 はい、わかりました。下新倉小学校が建設されれば子供の動きも変わってくる、住民の動きも変わってくるということ踏まえた方向性、文言をご検討いただければと思います。それでよろしゅうございましょうか。

星野委員 盛り込んでいただければ結構です。

荒木委員 今回の件につきましては、事務局と委員長の考えに賛成です。

下新倉小学校については、市民の方がすごい興味、関心があるところですので、地域住民の要望を十分に踏まえた部門別の道路計画にしてほしいと思います。

高木委員長 そのほか、いかがでしょうか。

金治委員 西大和団地の件なんですけれども、あれはUR機構ですね。そうした場合に行政はどこまで踏み込んでいけるのか。都市計画の中に入れていいのかどうか、そういうのがちょっと疑問に思いました。当然、あれだけ大きなものですから、きちっと関わった方がいいと思うんですけれども、市役所ではないですね、UR機構は。

事務局 資料2の103ページになりますが、A地区の記載のところになります。ここで重要なのは人口推移、この地区だけが平成7年からの比較だと減少しているというエリアになっており、これは当然URが高齢化対策が十分じゃないという部分がございます、市の関わりとしては地域活性という観点で都市計画的に何ができるかを考えていきたいということでございます。

金治委員 それは具体的な誘導策、用途地域なども含めた誘導を考えるということ。

事務局 具体的に今考えられるのは、高さ、用途、この辺を視野に入れてまいりたい。

高木委員長 市が強制的にURに建物を整備しなさいとは当然できないわけですが、逆に地域活

性化をする、いわばURと土地の有効利用を考えるとということで、お互いにできると、できないことがあるわけで、それをお互いに勉強をしながらということですか。

事務局 勉強をしながらということですね。

高木委員長 ここで本日お示しいただいた参考資料2を見ますと、URはURで地域住民の方々、賃貸の方々とは知恵を出し合い始めている。その中でURはURとしてプランを固めつつある。それがいつ固まるか分かりませんが、それを市の計画や政策の方向性とすり合わせながら、お互いにより良いものをつくっていこうと、こういうところかと考えられるかと思います。そのほかいかがでしょうか。

金治委員 それと先ほどと関係しますけれども、141ページの市街化調整区域の問題ですね。これが一番大きい問題だと思うんです。緑地や農地の保全と言いながら、かなり農地転用されて、資材置場や残土置場になってしまっている。あちこちで問題が指摘されているところなんですね。都市マスとしては、このぐらいの書き方で仕方ないかなという気もするんですが、逆に言えばもっと突っ込んだ言い方はできないものかどうか。後ろの方で用途地域の変更についてありますけれども、もっと前で具体的に記述した方が良いのではないかと思うんです。それとかせつかくですから、小学校の例えば区画整理なんていう視野もあると思うんですけれども。小学校を中心にした環境を残すと、農地として残す地域にするとか、それから市街化へ組み込みというのがありましたけれども、産業地域にしてしまうと、そういうような面的区画整理をやっていかないと、どんどん進行していくと思うんです。農地転用に対してどこまで行政が口出しできるかは非常に難しいと思うんですが。

高木委員長 ご意見ありがとうございます。

ただ、その件は、私も事務局の方々と打ち合わせをする中で随分お話を聞いていて、非常に苦しい状況であるということは聞いているんですが、この表現になっていることをご説明いただけますでしょうか。

事務局 市街化調整区域を市街化編入するには、何かの事業とセットでやるが必要になり、区画整理もその一つです。ここでは国道254号バイパスの延伸を一つの起爆剤として、下新倉小学校の周辺整備を行うことをイメージしております。

あと、農地転用との絡みですが、和光市には第1種農地がアグリパーク周辺にありますが、そこが唯一転用できない農地で、そのほかは法的な許可基準をクリアすれば転用できてしまうという状況です。その辺は農地法の規制の中でやっていますので、これ以上踏み込めない部分がございます。そこはご理解をいただきたいと思います。

高木委員長 市街化調整区域の市街化区域への変更の問題にしても、農地転用の規制のあり方にしても、これは市では縛りをかけられない部分がかかなりあります。その中で県と交渉なさったり、様々は対策を工夫されているという話は聞いておりますが、やはり未だ道路の延伸を含めて具体的な段階にはないとも伺っております。その中で今は、とにかくその問題を認識し、検討していくと。できることからやっていくことを宣言するということまでなのかなと私も考えているところでございます。

金治委員 私も半ば分かっているんですけども。

高木委員長 それでは、この点は委員会としても非常に強い意見として出すことで。

金治委員 調査はされているんでしょうね。具体的にどのように使われているかという。

事務局 この沿道の問題について、市が過去から提起させていただいている点は、今お話ししたように認識しているところです。特に隣接している板橋区は調整区域がございませんので、どうしても都内からそういうものを求めて埼玉に来ると。和光や三郷が同じような状況であるという中で、景観法、建築基準法などを含めて関係市や県と過去に何度も協議して、何とか対策できないかということでは行ってまいりました。ただし今の法制度の中では一定の基準があれば農地転用できるという状況がございませう。埼玉県知事からも東京都から埼玉県に入ったら環境が一変するというご指摘もいただいております。何とかならないかということで協議しているところですが、法制度上は、今の状況でこれを食いとめることができません。条例等も含めて規制できないかを検討し、調整区域から市街化区域化するということになれば、様々な規制ができますが、調整区域であるという中では非常に難しいというのが今の現状、ですから今の段階ではこの程度かなということで、事務局も苦慮してこういう表現になったという状況でございます。

高木委員長 いかがでしょうか。

金治委員 はい、分かりました。

高木委員長 それでは、委員会としても了承するということですが、前回、緑地、歩道については議事録に残して委員会から要望を出すということ記録にとどめていただいておりますが、調整区域の現状の実態把握、対策の強化についても、この委員会としてもしていただきたいということを要望として上げさせていただきたい。このような意見を

議事録に残すことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

金治委員 はい、結構です。

高木委員長 ありがとうございます。
それでは、記録の方よろしく願いいたします。

星野委員 すみません、少し補足というか、意見を述べさせていただきます。
仮に農地転用に関する4、5条が来た場合、許可が下りれば何に使われても関係ないんですよ。言い方が悪いんですが、その事業目的で使われなくても許可さえ取ればどうしようもなくなっちゃうんです。行政でそういうふうにおいてください。事務局の方にも申し上げておきます。

高木委員長 ありがとうございます。
それでは、別の観点、別の論点いかがでしょうか。

金治委員 表現方法に関わりますが、145ページ、B地区の現状と課題のところの下から10行目あたりに、地区中央部の公益文教施設地区とありますよね。ここの表現は何かおかしくないかなと思ったんです。というのは、大きな研究所とか、大規模な施設があることによって、この地区と和光市駅とかあるいは北側地区との連携が上手くいかないことが書かれています。そういう問題じゃなくてただ地理的問題で和光市駅が遠いから成増駅に行っちゃっているとか。こういう施設があるから連携、関連性が阻害されているという話じゃないんじゃないかという。この地区は和光市駅よりも成増に近い地域ですよ。

高木委員長 これはなかなか難しいところでありまして、1つは地理的条件が大きな要因としてあるんですが、大きな敷地が区切られて、その真ん中を例えば道が通れば近づくということもあるわけですね。大回りしないといけないというようなことになって、連携ができないという。複数の要因が絡まっていると思うんですけれども。

加藤委員 バス便の問題じゃないですか。成増側は和光市駅に出るバス便がないし、歩いていくには遠いし、成増に出るにはバス便があると。距離的にどっちが近いかどうかは別にして、そのバス便がない理由は、やはりあそこに大きなのがあって、バスが行きやすくない。

高木委員長 これは地理的な問題なのか、配置の問題なのか、道路の問題なのか、バス事業者の

問題なのか、検証していくと、なかなか難しい。

金治委員

と思うんですね。ですから、その解消が課題となりますと、解消すべき問題かという気がするんですよ、こういう大規模施設を。

高木委員長

すみません、ここは私がノーチェックの部分です。印象で申しますと、そうした大型施設の問題は、いわば市の土地利用計画の中に大きな空白をつくってしまう。例えば道路の問題、それは大きな道路をつくるのか、コミュニティ道路をつくるのか、公園つくるとか、いろいろなことが想定できる余地が減るということで、その調整を少しでもしたいということなのかなと思うんですが。

事務局

確かにこの辺は、誤解を招くような表現になっていますので、事務局で次回までに検討したいと思います。

高木委員長

よろしくお願いいいたします。そのほかいかがでしょうか。

それでは、次の審議、計画の実現に向けてのところですね。マスタープランの役割の位置づけから、住民、事業者、行政の協働ということが現行のものよりボリュームが大きくなっているようです。

それと、特に住民参加の方策については、現状の地区まちづくり協議会の活用、それから支援制度の充実など、一步踏み込んだ形での方向性を出していただいていると思いますが、ご質問、ご意見をいただければと思います。

金治委員

この6章を充実させることは大変結構なことだと思います。この委員会に市長から要望があったように、マスタープランが理念で終わらないで実効性を持たせるようにと、まさにこういう方針があつて初めて実効性が出てくることなんです、となると逆に言えばまとめとしてここに置くのはいいんですけれども、冒頭に持ってきてもいいんじゃないかと思うんです。都市計画を実現するためにこれが一番必要なんだというぐらいのことがあつてもいいのかなという気がします。区域区分の見直しだとか、用途地域の問題など含めて書いていますので、これが非常に重要性を持つてくると思います。それがあつて初めて実効性を持つてくるんじゃないかと。

もう一つは、6-2の協働に関して、これは大いに推進すべきだとは思いますが、この文章は誤解を受けるかなと。175ページの上から4行目、今後は市民が主体となりとありますね。協働に関してだけ捉えればいいのか、まちづくりそのものが市民主体になるのか、それによってかなり問題になってくると思うんですよ。都市計画自体は当然市民がかなり重要性を持つてきますけれども、市民だけでできるものではないと思います。行政の役割は非常にあると思うんですよ。例えば協働であ

ったとしても、最終的に責任をとるのは誰なんだということが問題になってくると思います。そうすると、これだと悪くとれば行政は市民に丸投げしちゃったと。市民が主体だから市民がやってくださいみたいな話になっちゃう。ただ、行政はサポートするだけですよみたいな言い方とも捉えられるんですよ。どこにも行政の役割というのがはっきり書いていないんです。都市計画の主体者、最終決定者、責任者は行政であるべきだと思います。市民協働を重要視しなきゃいけないし、市民参加も十分重視しなきゃいけないんですけれども、これは当たり前の話ですけれども、じゃ行政の役割は何なのか、あるいは市長の役割は何なのか、議会の役割は何になるのかと。

もう一つ、これも余計な話かも知れませんが、協働が非常に大事なんですけども、うまく調整をしていかなきゃいけないと思っています。というのは、協働を行うのは、多分NPO等の団体だと思うんですよ。この団体が全て市民の代表になるかということ、そうじゃないかもしれないですね。ここにもありますように、市民ニーズが多様化している。ニーズの多様化というのは価値の多様化でもあると思うんですよ。ということは、逆に言えば利益の衝突が起こると思うんですよ。そうすると、特定の団体だけで協働をやっていいのかという問題が出てくるものですから、そういったときにどうやって調整していくのかということは、非常に重要な問題になってくる。その辺までちょっと考えておかないと、行政の役割というのは担っていけないんじゃないかなと思います。

高木委員長

重要なご指摘を2点いただきました。

1つは、マスタープランの章構成の変更です。これは確かにご指摘のとおりと私も今、思っております。実はオーソドックスなマスタープランはこの形で、あるべき思想があって、具体的なハードの計画があって、地区計画があって、実現に向けてと。ただ、あまたの都市計画のプランから比べると、私はこれはすごく新鮮と思っております。といいますのは、一般的な都市マスでは、市民の協力を求めますというようなことが2行、3行書いてあって終わりということが非常に多いんです。その中で、このような具体的な幾つかのできる事柄に手をつける、今持っているものを活性化させるということを非常に打ち出しているということで、先進的だと思って読んでおりました。確かにご指摘のとおり、それではまだまだ、せっかく和光は市民参加と言っているならば、前に出してもいいじゃないかというご意見かと思えます。

ただ、ここは皆様のご意見を伺いたいところなんですが、一方で今回のマスタープランは見直しなんです。見直しで章構成を変えるということが編集上のテクニックを超えて、全体の変革の水準とどこで整合させるのかというのがなかなか難しい。例えば今回の話はここまで書いて、その成果を出した上で次の都市計画マスタープランでやっていくというステップもあるのかなと思いたします。

それから、2点目の行政の責任をどう書き込むのかということなんですが、私もこ

ういった仕事をしていて流されているなど反省したところなんです、実はこの都市をつくっているのは市役所で行政主体ですので、それが責任を持ってやっているよということを前提に書いていると読んでしまうわけです。

ただ、確かにご指摘のとおり、書いていないから分からないという話は当然あり得る見方でありまして、そこをどう書いていくか。ここでは活動支援ということが出ています。それから、制度をつくる、情報提供というものが個別具体的な役割についてはあります。それをまとめるような役割を行政が担うのかということ、ここで書いていないというのはご指摘のとおりだと思うんです。事務局にお伺いしたいんですが、他の計画、例えば市の総合的な経営計画、長計等で行政の役割、責任はどのように記載されているのかを確認させていただきたいんですが。

これは都市計画の問題だけではなく、市政全般に関わる問題ですので、そこの整合性を図っていただく必要があるかなと思います。

事務局

それぞれの役割分担に関しては、さらっと、この程度しか書いていなく、今委員長が仰られたように行政は当然やるべきことが前提となっていますが、この辺の行政の役割をもう少し明確にするような形にしたいと思います。

高木委員長

長期計画や市長の方針とも整合させる形で、念押しの意味で文言を追加することで、次回ご提案をいただければと思います。

木田副委員長

よろしいですか。私はこれだけ協働で書いていって大丈夫なのかなという点があるんですよ。実際にここまで踏み込んで、事業者と市民とが一体となってやっていきますよと書き込んでいるんですから、今まで政策的にここまでオープンにした事業は少なかったと思う。市民参加だってやるやると言っているながら、やっていないものがかなりあるわけですよ。これだけオープンにしちゃって、今ご心配のように、行政がかかわっていないで市民や事業者がやってきて、都市マスの中でどれだけ義務をつけて、そういうちょっと危惧があったんですよね。ですから、本当にやるんだったらかなり大変な問題というか、市も大変だと思うんですね、これをずっとやろうとするのであれば、逆にノーマークになっていますから、行政として。ですから、そこでやっぱりいいことだと思いますから、これはこれでいいかなと思うんですけども、やはり本当にこれはできるかどうか、もう1回見直してもらったほうがいいかな。

以上です。

高木委員長

ありがとうございます。

今回は、市長から実効性のある計画にするとの注文が来ておりますし、実際この場でもそういうご発言がありましたけれども、その宿題に対して今回出していただいと

理解しています。逆に言うとこれはやりますよと宣言して、ここで消えちゃだめ。少なくともこの方向性を目指したいということでしょうか。

事務局

そうですね。いずれにしても、都市計画に限らずまちづくりの事業を進めていく上では、市民の理解と協力がなければ事業が成り立たないと考えています。前回の旧のものもパートナーシップという言葉を使っています。今度は協働という言葉で、さらにそれを推し進めていきたいとしているわけですが、いずれにしても市民の理解、協力というのは必要で、ましてこの都市計画、まちづくりをつくりあげるには、地区計画ですとか、建築協定ですとか、まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会というものもごございますけれども、これは市民や事業者の意思がなければできないものなんで、以前とは言葉を変えていますが、方向性は一緒と思っています。

いずれにしても、そういう認識がなければ、まちづくりは進まないという行政の認識を改めて書いたということですので、表現の問題はあろうかと思いますが、いずれにしてもその方向性は市としても以前から持っていて、さらに必要ということで進めていきたいと感じているものでございます。

高木委員長

ということで、覚悟があると申し上げていいのでしょうか。ということでの表現だということかと思えます。

さて、章立ての変更についての具体的なお提案を今いただきましたが、ほかの委員の方々ご意見はいかがでしょうか。

荒木委員

章立てについては、ここで大丈夫かと思えます。

高木委員長

そのままです。

荒木委員

相当分かりやすい構成になっていると思います。今の中におきましては、ボランティア活動と出ていまして、今まで社会福祉協議会はここに載っていませんでしたので、社協の役割が明確になった部分と緑地の保全などボランティアの役割が出ていたから良かったと思います。

ボランティアの数は大変増えています。市民まつり等でも中高生のボランティアが増えましたので、その辺の役割も果たせていたと思いますし、非常にいいと。

高木委員長

そうすると、内容が盛り込まれているということで、まずは章をいじらなくても、今回の6章が第1章か第2章に来なくても書き込んであるということでは十分ではないかというご意見。

荒木委員 そうですね。今の計画が終わって、これからの計画の実現に向けてどうするかだから、一番最後にそれが来ている。

高木委員長 そのほかいかがでしょうか。

鳥井委員 私も章立てはとりあえずこのままで、次回への課題といたしますか、その辺残したらいいんじゃないかと思います。

高木委員長 ありがとうございます。金治さん、いかがでしょう。

金治委員 それはいいですけども、実はかなり私が気になったのは、最後の6－3ですね。区域区分、用途地域の見直しが非常に気になっているんです。と申しますのは、25ページに現状の用途地域というのがありますよね。これを見ていただくと分かるように、和光市には第1種、第2種低層住宅地域の指定がないんですよ。良好な住宅都市にしようというときにこういうものが無くて良いのかと思うんですよ。これは細かな問題ですから、マスタープランに入れるかどうかは別ですけども、例えばその後の49ページの都市像の確立、基本理念などと用途地域は非常に関連してくるだろう。そうすると、後ろだけで触れるんじゃなくて、前の方でも触れなきゃいけないという気がするんですよ。

高木委員長 6－3の(2)①、②と全体にかかわる問題ですね。

金治委員 はい。実は頭から読んでいって、25ページから単に数字だけ見てあっという気がしたんですね。25ページは現状だからしょうがないかもしれませんが、でも現状はこうなっているんだと。この中から見えてくる問題があるだろうと、それがどう反映されているかをずっと追っていたんですけども、49ページの住宅都市としての質の向上・成熟化を目指す上で、まちづくりには何が必要なのか。これは根幹のことだと思っっているんですが、そういうところが最後になって触れられるだけでいいのかという気がしているんですね。

 具体的には、49ページに理念があって、67ページで土地利用方針が出てきますね。ここがまだまだ理念だけというか、概念論で終わっているところがちょっと。

高木委員長 最初に現状の数字が出ていると、次に非常に抽象的な水準での質、成熟化ということを行った上で、土地利用方針が出てくる。ただ、この67ページ自身もどの制度をどのようにというのは、都市計画制度を活用してというような水準までに止めて、実は、課題は全部このマスタープランの中では先送りにしながら、最後に検討課題のポ

イントを絞っていくという構成になっているかと思うんですね。

金治委員 その辺の関連づけがどう強く見えるかという問題なんですよね。こうやって分析してみれば初めて分かるんだけど。

高木委員長 今回の見直しは、今までの成果を踏まえて修正をかけていくということと、次のマスタープラン策定に向けたステップをどこに置くのかという、2つの側面があるように私も理解をしてみいました。丁寧に読んでいただかないといけないところが非常に問題、行政としての分かりにくさ、ある種の典型のようなどころではあるんですが、その流れの中で見ると、まあまあこの流れかなという気がするんですが。

金治委員 流れはそうなんです。ですから、多分頭をひっくり返したらと言ったのは、それが頭にくれば、それに関わって全部後ろが見えるという感じがするんだけど。ただこのままでいいとすれば、何らかの形で69ページあたりに補足があってもいいかなという気がします。関連づけでもいいと思います。

高木委員長 ご提案の趣旨は大変重要と思いますが、その組み替えを見直しの段階でどこまでやるのかという問題も出てきます。もちろん内容が変わる訳ではなく、見せ方といいですか、話の流れをどうつくるかという問題はあるかと思いますが。

見直しというのは、基本的には章立ては動かさずに現状の評価あるいは状況の変化に対応するあるいは市民の方々の意識が変わったことに対する部分修正というんですか、そういう水準として今回は対処したいところなんですけれども、金治委員のご提案は、実はかなり大きな問題が沢山あって、例えば緑の問題もそうだし、住民参加の問題もそうだし、用途地域の中でそれが出てくるといときに、少なくとも当初事務局が想定したものを超えた改訂、見直しが必要ではないかというご提案であるように聞こえるわけです。

金治委員 いや、そこまでいなくてもいいんですけれども、この土地利用方針も結構具体的に踏み込んでいる訳ですよ。これをどうやってやるかに関しては、6のまちづくりの実現に向けてのものとやりますよということがここに起因しているんじゃないかと。

事務局 それについては関連づけについて検討させていただきたいと思います。

高木委員長 そうですね。関連づけと、もう一つは、本来はこの委員会で考えることではないんですけれども、今回の改訂内容を市民の方々に公表するときに概要版なり、パンフレットなり解説というのを作成すると思うんですが、その際に今の趣旨は今回の私ど

も共有している流れだと思いますので、そうした関連づけ、何が新しくなったのか、どこが問題なのか、それをどのようにするかなどを、改訂版として分かる形で情報の公開をしていただくと、こういう形を検討いただければと思います。つまり、見直しの水準と改訂の水準とは、実は委員会の性格、設置根拠が全く変わってきて、そうすると制度適用のためにやり直しになりますので。

ということで、大変なのは事務局なんで、私は構わないんですが、実は今までの議論をもう1回ちやらにしてやり直さないといけないということになります。結果として、ここまで皆様に積み上げてきていただいた事業、改善すべきとご提案いただいた部分が、実現や決定が遅くなりますので、そのことはちょっと避けたほうがいいのかというのが現実的な判断としてあろうかと思います。

そうした形で、今のことは、これまでの議論の真ん中にある議論ですので、このことを踏まえた議論、情報の公表、そういうことをぜひお願いできればと。その形でやらせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

金治委員

いいです。

高木委員長

ちょっと本筋とは外れる話ですが、情報の公表の仕方については、ご検討をお願いできればと思います。

事務局

承知しました。

高木委員長

それでは、章立てもまずはこの形でやっていただき、それは情報の出し方の部分を前提にということで、この委員会としてはご提案をさせていただきたいと。

そのほかの点はいかがでしょう。

星野委員

最初から疑問には思っていたんですが、都市マスタープランの見直しについてアンケートを行ったと思うんですよ。2,000人で40%の回収率、アンケートはこのマスタープランの見直しの中でどのような形で反映されているか。費用対効果はどうなっていますか、事務局にお尋ねいたします。

高木委員長

費用対効果というのは、具体的にどのような効果の評価をお求めでしょうか。

星野委員

まちづくりの中に何らこれ、アンケートのことは何も入っていませんよね。

高木委員長

今までの検討委員会でアンケート結果も踏まえ、データも出していただき、ご意見も出たものがここまで積み重なってきていると、私は理解をしているのですが。

星野委員 いやいや、この6章の中には何も記載がないですよ。だから、費用をかけたことなのに、なぜそのまちづくりには表現がないんですか。

高木委員長 目次でいうと2-3のところになりますでしょうか。

星野委員 これは33ページに満足度でしか載っていませんよね。

高木委員長 それでは、費用対効果が悪いのではないかというご意見でしょうか。

星野委員 ええ。

高木委員長 具体的にどういうことがあると良いというご提案をいただけますでしょうか。

星野委員 委員長は反対されると思うんですが、これは無記名で回収していますよね。その人の意見というのがどうでもいいやという形になってきていると思うんですよ。

高木委員長 そんなことはないですよ。申し訳ないですけども、それはちょっと誤解。

星野委員 いや、聞いてください。顔を見てお話されれば、あの人はこう言っているというのが残ると思うんですね。そこが第一の私のお話ししたい意見なんです、ですからここで2,000人にアンケートを実施して、素案の中でどの位反映されているのか。先ほど金治さんが言ったように用途の変更、まちづくりにはこういう記載がありますよね。アンケートに対して何もここに入っていないよね。ただ満足度が載っているだけです。いかがでしょうか。

高木委員長 申し訳ない、ちょっと私、ご質問の趣旨を必ずしも十分に理解できていないところがあるんですが、満足度だけではなくて、重要性、将来像等もあり、このこと自身の分析を踏まえた内容、それは個別にこういう意見だからこうだと書いてある訳では勿論ないですけども、ここに出てきたものを反映した形で、例えば緑の問題はかなり重視されている。実は都市計画マスタープランの中で、これだけ緑化という問題が出てくるといのは、少なくとも東京近辺の都市の中では非常に緑が重視されている計画だと私は理解をしているんですけども、そうしたことは意識の反映としてあるし、それはここまで議論してきたことではないかなと思うんですが。この委員会でデータも示していただき、分析結果を踏まえながら検討を進めてきた結果だと思っているんですが、そのようにご理解はされていないんですか。

- 星野委員 6章の中で何もその辺をうたっていませんよ。
- 高木委員長 6章ではなくて、ここまでの方針のもう少し具体的な内容の部分です。
- 星野委員 でもまちづくりは、ある程度未来を見ているわけですから、あと残りの7年を見ているわけですから、このアンケートでは言い方が悪いんですが、あってもなくてもいいようなものじゃないかなと思うんです。違いますか。
- 高木委員長 例えば緑ということを行っている、それから本日も説明の中で湧水の問題を全ての地区に反映したことがでてまいりました。このことはこの委員会での議論であるとともに、市民意向調査の中で緑が非常に多いというイメージ、このことが評価につながっていることを確認した上で、議論されてきているはずなんだと思うんですが。
- 星野委員 過去から緑のまちづくり、大和町からそういう実態だったんですから。
- 高木委員長 ですから、そのことは市民の意向調査の中にも出ているということ踏まえて、ここでは議論を進めております。それはこのデータの中に全て入っていると思うんですが、そのようにご理解はいただいているんですか。
- 星野委員 ないです、私は。
- 高木委員長 そうすると、申し訳ないですが、もう一度具体的なこのデータの部分が反映されていないとか、まして費用対効果という表現で何をお求めになっているのか、もう少し具体的にお示しいただけますでしょうか。
- 星野委員 そうしますと、具体的にこのアンケート費用は、どのくらいかかったんですか。これは公表できませんか。
- 事務局 約140万円かかりました。このアンケートにつきましては、当然このマスタープラン見直しに当たって、市民の意識をもう一度確認する。それからこのマスタープラン、先ほどご説明させてもらいましたけれども、マスタープランを実現していくためには、それぞれの個別の計画等もございます。ですから、マスタープランを今改訂するだけではなくて、今後のそれぞれの計画の中に生かしていくということで、市で活用してまいりたいと考えております。
- それから、6章の部分については、このマスタープランの方向性に基づいたまちづ

くりをしていくために、どういう方向でやっていったらいいか、どういう方法が用いられるかというような中で、ここに記載したものですので、その中で用途地域の見直しですとか、基本的な概念として協働の概念とか、そういうものを含めた中で記載したというようなものでございます。

星野委員 もう1個、事務局にお尋ねします。2,000件で800件の回収、非常に回収率は悪いですね。

事務局 通常、全て回収するというのはなかなか難しい。ほかのアンケート調査に比べると、この回収率は逆に高い方だと、数値的には高いと自分たちでは考えております。

高木委員長 申しわけありません。私、専門家ですので。現在2,000名で回収率40%ですね。やり方にもよりますが、郵送調査を行って、40%の回収率は極めて高いものです。私どもが調査をやると30%台前半というのが多い。ですので、それは一般的な水準よりむしろ高いものをご理解をお願いしたいと思います。

星野委員 もう少し回収率を上げる方法、策を講じてほしいと思います。

高木委員長 残念ながら無いんです。これが大変に困っているところで、あれば教えていただきたい。

星野委員 ありますよ。

高木委員長 確かに一般的に見ると低いように見える。20年前は郵送で回収率50%とやりました。郵送50%で低いので面接調査をやろうということで、個別に訪問してアンケートをやるとというのが当然のやり方、ただそれは費用でいうと倍以上かかります。人件費が圧倒的にかかります。現在では個別訪問しても50%を切ることが非常に増えてきました。という非常に社会調査が困難な状況の中でこれだけ意見を集められているということは、むしろ事務局あるいは業者さんの努力を高く、私としては評価をしたいと思っております。もちろん、市民の方々の意識の高さということも反映していると思います。

星野委員 すみません。そこは委員長と平行線のところだろうと認識していますが。

高木委員長 これは申しわけありませんが、専門家としての見解としてお聞きいただければと思います。

ということで、今の件、私としては、委員長としてはご理解をお願いしますということをお願いしますが、そういうことでそのほかの意見を。

鳥井委員

175ページの6-2、市民と行政のところに事業者というのが入ったのは良いことだと思います。(2)のところに地区まちづくり協議会などを活用して組織づくりを進めるとあるんですが、まちづくり協議会と地元の自治会との関係はどうなるのかと。年に3回、クリーン・オブ・和光といって、ごみゼロ運動をやっていますが、そういうのは自治会が中心となってやっていると思うんですね。まちづくり協議会という具体的な名前が出ていますが、自治会はどうかかわってくるのか、その辺はどうなんでしょうか。

事務局

地区まちづくり協議会というのは、まちづくり条例の中にある名称なんですね。それでまちづくり条例の中で例えば一定の区域の中でその地区内の住民が、例えばこういうまちにしたいという、そういったときに組織として地区まちづくり協議会というのをつくって、そういうのができると市でも一定の支援ができる制度になっています。一方、この条例がつくられても、実際協議会ができたという実績がないんですね。ですから、その辺をもう少しこちらでPRしながら、こういう制度を活用しながら、ぜひ今後それぞれの地区の市民が主体となって、例えば今言われた自治会とかがそういう形でやっていきたいということであれば、こちらに変更できることになります。

高木委員長

例えば、自治会では、コミュニティ条例やまちづくり条例などを多分お持ちではないですね。そういう意味では、自治会は任意団体ですので、条例に基づいたまちづくり協議会ですと、市との交渉を誠実にできる、あるいは補助金の受け皿になれるというようなメリットがある制度と考えていただければ大丈夫かと思います。

金治委員

95、97ページに防災都市というのがありますね。これはこれで結構なんですけれども、ハザードマップというのがあるはずなんです、この中に入っていない。危機管理室との整合性というのか、関連性はないのかどうか。当然ハザードマップと関連がないと防災というのは。なおかつ防災というのは一部署でやれるものじゃないと思いますので。

高木委員長

いかがでしょう。

実は私も先ほどから気になっていて、173ページの図をご覧いただきたいんですが、マスタープランの部門別計画の中で住宅、緑、道路、景観とあって、ここに安全ですとか防災といったものが、もちろんこの点々の中に入っているという、それはいい

いかと思うんですが、地区別構想の中で防災の位置づけというのは必ずしも全地区にないということを踏まえたと、例えば横なり縦なりでこの防災との関わりを少しお示しいただいた方がと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

田中委員 地域防災計画というものがあります。通常、赤本と言われるような赤い本があるんですけども、そちらに明確に謳われているかとは思いますが。

事務局 95ページの4行目のところに地域防災計画と記載しており、これが市の危機管理室の計画ですから、そこは整合をとっているということになります。

高木委員長 そうすると、このところ防災のことが非常に重視され、意識も高まっておりますので、私としては図面で6-1で、位置づけが難しいかと思うんですが。

事務局 そうですね。図に防災を加えることに問題はないです。

金治委員 再度しつこいようですけども、となるとハザードマップの中で示されている部分、要するに洪水が起きたら危ないよという地域に対してはそれを意識しながら都市計画も組んだと考えていいわけですね。

事務局 個別の防災に関するものについては、E地区だけしか位置づけがないんですね。E地区は板橋区、練馬区と隣接していますので、災害協定に基づいて明記していると。ただ、全体都市構想の中でいいますと、95ページで和光市全域について大きく方針を示していますので、この中に地域防災計画に基づいての都市の防災強化を図りますということで、明確に位置づけがあります。ハザードマップとか細かいところまで説明はしないんですけども、地域防災計画と整合を図りながら位置づけはしているものであります。

事務局 避難路沿道の耐震化は、これまで適宜行ってまいりましたが、今言ったように例えば川が氾濫したときにそういう危険性のある区域ということで、それを都市計画の中で地盤を上げるとか、そこまでの計画はちょっとここでは書けないということですね。ですから、あくまでも水害については、そういう恐れがありますということを市民に促して情報提供しているということです。

金治委員 それはそれでいいと思うんですよ。それだと整合性をとられていますね。

事務局 そうですね。整合のとれるところについては、こういう形で載せています。

高木委員長

それでは、防災は整合があるということを確認していただいたということで、そのほかいかがでしょうか。そろそろ時間になっております。進行が不手際で申しわけないんですが、既に時間を経過しておりますが、それでよろしいでしょうか。

かなり膨大な文章で、この段階でまとめると見えてくるものもあるかと思えます。

今後ご質問、ご意見等はパブリック・コメントに載せてくれることとなりますよね。大体どのぐらいを目処に素案はおつくりになる予定ですか。

事務局

パブリック・コメントは12月5日から同月の25日までが期間です。

高木委員長

それでは、大変短い期間で恐縮ですが、事務局にも諮っていないご提案ですが、細かい文言のご指摘やご質問は、まず事務局にお寄せいただけますでしょうか。疑問点に関しては事務局からお答えをいただくということ。それから、ご指摘があったものに関しては、今後お集まりいただいてご検討するという時間がございませんので、事務局と私の方で検討させていただいて、その修正案を、大きなものに関してはもちろん次回の会議で諮らせていただきますが、例えばここの誤植は直してもいいかというような水準であったり、あるいは少し表現が曖昧だったというような水準のものであれば、事務局と私に一任いただいて、修正をさせていただければと思いますが、事務局も含めていかがでしょうか。

事務局

はい。

高木委員長

12月5日スタートですと、時間が大変少なくて恐縮ですが、11月末ぐらいが目処でしょうか、それでも厳しいですか。

事務局

11月29日の金曜までに、もしご意見があればお寄せいただいて、それを踏まえた上で検討させていただきたいと思えます。

高木委員長

いかがでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。あわせて本日ご指摘いただいた部分も私の方で確認をさせていただいて、趣旨はできる限り反映させていただきたいと思えます。ご了承のほうよろしくお願ひします。

それでは、内容の確認はどうもありがとうございました。

その他でございます。事務局のからその他でございますでしょうか。

事務局

次回の日程、第5回の検討市民委員会の日程についてでございます。

現在候補として来年2月17日月曜日、同月の2月18日の火曜日、この両日のど

ちらかで予定しております。委員の皆様のご都合のよろしい日で、どちらかで行いたいと考えております。時間は2時からになります。

星野委員

そうしたら17日がいいですね。

高木委員長

17日月曜日というお声が上がっておりますが、いかがでしょうか。

17日でよろしいございますか。

事務局

それでは、2月17日の月曜日、2時からということで、また開催通知のほうは発送させていただきます。お願いします。

高木委員長

ありがとうございました。

委員の皆様から、何かその他はございますでしょうか。

各委員

なし。

高木委員長

いいですか。それでは本日の議事を終了いたします。

閉会といたします。

事務局

ありがとうございました。

最後に木田副委員長より閉会の言葉をいただきたいと思えます。よろしくお願います。

木田副委員長

大変長時間にわたりまして協議いただきましてありがとうございます。

4回目ということで、案ができ上がってきたということでございますが、さらなる皆様のご協力をお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

事務局

本日はお忙しい中、第4回都市計画マスタープラン検討市民委員会に出席いただきましてありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上